

高体連広島地区支部 収支決算に関わる摘要

収入の部

項 目	摘 要
前年度繰越金	
地区競技加盟金	地区各競技専門部加盟金(何校の加盟があったか明確にする。)
県助成金	地区高体連より支給される強化費(1,5000円)
雑収入	利息等(予算だてはしない。)

支出の部

項 目	摘 要
諸謝金	1外部審判費 (1)学校関係以外の審判員が対象である。教職員に審判を依頼する場合は各専門部から出張依頼を出し、旅費別途として高体連(専門部)から交通費+弁当を支給する。 (2)審判費で審判員の弁当購入は可。 (3)金額…2,000円 協会や連盟に依頼した外部審判員には、それぞれの団体で定められた金額を支払う。 (野球連盟は2,500円 ソフトボール協会は3,500円 剣道連盟は3,000円 水泳連盟は3,500円) (4)生徒への審判費は支払わない。
	2医師・看護師等謝金
	3その他
旅費	1審判員等交通費 生徒の引率を伴わない教職員の交通費
	2医師・看護師等交通費
	3その他 補助員の交通費は支給できない。
消耗品費	1事務用品 筆記用具・用紙代・封筒代等(用紙は専門部で購入する。)
	2競技に必要な消耗品 ラインテープ・ロープ・石灰等
	3医薬品 医薬品
	4会議等でのお茶代 お茶葉・紙コップなど(1回につき3,000円以内で使用しても良いし、しなくても良い。)
印刷製本費	1大会要項・プログラム 用紙は専門部で購入する。
	2記録用紙等印刷代
通信運搬費	1切手・はがき代
	2電話・FAX代 学校で使用した電話代やFAX代は、学校には支払わない。
	3競技用具等運搬費
	4その他
借損費	1競技場・競技器具等使用料 学校の体育館及び施設を使用する場合、使用料は支払わない。ただし、電気代を支払う必要がある場合は支払う。
	2会議使用料 (委員会・審判会議等)
	3その他
食糧費	1補助員弁当代 600円程度
	2教職員の弁当代 校務である大会参加の教員(生徒引率・特業)以外の役員・審判員のみ支給しても良い。
	3その他
事業費	1事業に要した費用 各研修会・その他
その他	1その他上の項目で 計上できないもの 香典等の慶弔費は認められない。

注意

1. 専門部費は原則、次のことに充てることはできない。ただし、突発的な事象が発生した場合は別途協議する。
(備品の購入、学校・社会体育施設の整備費等、大会役員の弁当代、補助員の交通費)
2. 専門部費は必要な費目に使用し、項目内で会計処理する。
3. 収入の地区競技加盟金は、明確にしておく。
4. 収支決算書は、領収書綴りとリンクさせ内訳も詳細に記入しておくこと。(レシート可)
5. 外部審判員に審判費を支払った場合は、支払名簿(所属・氏名・住所・金額・受領印)を記入・押印の上必ず提出すること。
(この支払名簿が領収となる。)